

苫小牧市生活支援サービスモデル事業公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市生活支援サービスモデル事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、生活支援サービスモデル事業を実施する団体の公募について必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募できる団体は、苫小牧市に住所を有し、生活支援コーディネーター（※注1：次ページ参照）を配置し、事業を適正に遂行できる能力を有していると市長が認める者とする。

(補助の対象となる事業及び期間)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、要綱第4条に定めるものとし、補助の対象となる期間は市長が補助の対象と認める日から平成30年3月31日までとする。ただし、それより前に事業を完了した場合は完了の日までとする。

(公募方法)

第4条 応募する団体は、要綱第5条に定める様式に関係書類を添えて提出するものとする。ただし、必要に応じて苫小牧市から追加して書類の提出を求める場合がある。

- 2 応募書類の提出先は、苫小牧市福祉部介護福祉課とする。
- 3 提出書類は、返却しないものとする。

(公募期間)

第5条 公募期間は、平成29年5月1日から平成29年5月31日までとする。

(交付決定通知)

第6条 要綱第6条の通知は、応募団体に対して公募期間の末日の翌日から起算して10日以内に行う。

(補助金の対象となる経費)

第7条 要綱第9条第1号の規定による補助金の対象となる経費は、通信運搬費、印刷費、消耗品費、備品費、賃借料等、生活支援サービスモデル事業の立ち上げに要する初度設備等に必要となる経費とする。

(補助金の額)

第8条 要綱第9条第2号の規定による補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(実績報告)

第9条 要綱第12条に規定する期限までに実績報告がされない場合は、補助金を交付しないことがある。

- 2 実績報告書の提出先は、苫小牧市福祉部介護福祉課とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

※注1 第2条に規定する生活支援コーディネーターとは、生活支援・介護予防サービスの担い手の養成、サービスの開発のほか、地域のサービス提供主体との連絡調整やネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングを行う者をいう。特に資格の有無は問わない。

<参考> (要綱第4条関係)

苫小牧市生活支援サービスモデル事業補助金交付要綱第4条第1号から第5号までに規定する各サービス類型は、以下のとおりである。

・訪問型サービス

| サービス類型 | サービス内容 |
|--------------------------|---|
| 訪問型サービス A (緩和型サービス) | 主に雇用されている労働者により提供される、現行の訪問介護等サービスよりも緩和した基準の下で行われるサービスを指す |
| 訪問型サービス B (住民主体による支援) | 訪問介護員による訪問介護等サービスの提供ではなく、ボランティア等(資格の有無を問わない)により提供される、住民主体による柔軟なサービス(例えば、介護保険外の家事援助などの生活援助等)の提供を指す |
| 訪問型サービス D (移動支援) | 介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を指す |

・通所型サービス

| サービス類型 | サービス内容 |
|--------------------------|---|
| 通所型サービス A (緩和型サービス) | 主に雇用されている労働者により提供される、現行の訪問介護等サービスよりも緩和した基準の下で行われるサービス(例えば、ミニデイサービス等)を指す |
| 通所型サービス B (住民主体による支援) | 通所介護事業所に通う等の通所介護サービスの提供ではなく、ボランティア等により提供される、住民主体による(例えば、体操、運動など)自主的な通いの場を指す |

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年5月1日から施行する。